

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アクロスプラザ長岡 A街区  
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外  
設置者 三菱UFJリース株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更  
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正  
(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光 他4者  
(変更後) 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 他4者
- 3 変更年月日
  - (1) 平成29年6月29日
  - (2) 平成26年6月24日 他
- 4 変更の理由
  - (1) 設置者の代表者変更のため
  - (2) 小売業者の代表者変更及び住所変更のため
- 5 届出年月日  
平成31年1月24日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成31年2月19日から平成31年6月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp